



SMBC China Monthly

第33号

2008年4月

編集・発行：三井住友銀行 中国業務推進部 営業情報グループ

<目次>

2月～3月主な動き	2
連載：中国経済の中期展望	
(第10回) 中国国内消費の現状と見通し	
日本総合研究所	
総合研究部門 主任研究員 坂東 達郎	
.....	3～4
経済トピック	
金融引き締め政策を堅持	
日本総合研究所	
調査部 副主任研究員 佐野 淳也	
.....	5
経済トピック	
中国における家電量販業界の現況と今後の展望	
三井住友銀行	
企業調査部(上海)	
アナリスト 柳 笛	
.....	6～8
制度情報	
企業所得税の若干の優遇政策に関する通知	
日綜(上海)投資コンサルティング有限公司	
副総経理 呉 明憲	
.....	9～11
制度情報	
2007年度個人所得に対する自己申告について	
その(1)～(4)	
上海華鐘コンサルタントサービス有限公司	
.....	12～24
中国ビジネスよろず相談	
～海外駐在規定作成～	
SMBC コンサルティング(株)	
SMBC 中国ビジネス倶楽部事務局	
.....	25～26
金利為替情報	
中国人民元 台湾ドル 香港ドル	
三井住友銀行 市場営業統括部(シカゴ・ル)	
マーケット・アナリスト 吉越 哲雄	
.....	27～29

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

2008年2～3月の動き

日付	トピック
2月18日	衛生部は、湖南省永州市で鳥インフルエンザのヒトへの感染が報告されたと発表。22歳の男性で1月16日に発症し、同24日午後死亡。その後も南寧市、汕尾市で感染による死亡例を確認
2月19日	国家統計局は、1月の消費者物価指数(CPI)が、昨年同月比で7.1%の上昇となったと発表。単月の上昇率では1997年以来11年ぶりの高水準に 国家電播電影電視総局は、国内各テレビ局に対し、午後5時～同8時の外国製アニメ放映の禁止時間を今年5月から1時間延長すると通知。国内アニメの振興を盛り上げるのが狙い
2月22日	国務院は、個人所得税の基礎控除額の引き上げなどを盛り込む形で改正した「個人所得税法実施条例」を公布、3月1日から施行
2月23日	民政部は、1月から全国で続いた寒波や積雪による死亡者が、23日までで129人に達したと発表。直接的な経済損失は1,516億5,000万元(約2兆2,900億円)、倒壊した家屋は48万5,000棟に
2月25日	全人代での人事案などを話し合う中国共産党の2中総会が開会(27日まで)
2月28日	ジェットロは、昨年の中日貿易が前年比12%増の2,366億4,035万米ドル(約24兆7,053億円)に達したと発表。初めて米国(2,142億3,216万米ドル)を上回り、日本の貿易相手国で1位に浮上
2月29日	中国外国為替取引センターは、人民元の対米ドル中値(基準相場)を1米ドル=7.1058元と発表、ついに7.10元台に突入
3月4日	全人代の姜恩柱報道官は、08年の国防予算が前年実績比で17.6%増の4177億元(約6兆600億円)になると発表、20年連続で2けたの伸びに
3月5日	第11期全国人民代表大会(全人代)第1回会議が、北京の人民大会堂で開幕。温家宝首相が政府活動報告を行い、インフレ抑制に尽力すると強調、農村振興、省エネ・環境保護なども重点課題に 財政部が全人代で2008年度の予算案を発表、歳出は昨年比22.6%増の6兆786億元(約88兆6,700億円)、歳入は14%増の5兆8,486億元に 国家発展・改革委員会は全人代で08年の国民経済・社会発展計画案を発表、長期建設国債の発行規模を200億元減らし300億元に。また引き続き固定資産投資の急速な拡大を規制すると明言
3月10日	税関総署は2月の貿易統計を発表、輸出額は873億6,800万米ドルで、前月比で減少、昨年同月比で6.5%増とここ6年では最低に。貿易黒字は85億5,500万米ドルと、11カ月ぶりに100億米ドルを割り込む 最高人民検察院の賈春旺検察長が全人代で活動報告を行い、昨年までの5年間に汚職や横領で立件された人は20万9487人に達したと発表
3月11日	国家統計局は、2月の消費者物価指数(CPI)が、昨年同月比で8.7%の上昇となったと発表。1月の7.1%をさらに1.6ポイント上回り、単月の上昇率としては過去11年で最高の水準に 国家質量監督検査検疫総局の李伝卿副局長は、食品の安全管理や違反者への処罰について定めた「食品安全法」が6月までに施行されると発表 国務院は、政府機関の改革案を発表、情報(情報)産業部、労働・社会保障部などを廃止し、工業・信息化部、交通運輸部、人力資源・社会保障部、環境保護部、住房・城郷建設部を新たに設立することに 発電最大手の中国華能集団は、シンガポール政府系投資会社テマセクの子会社の発電企業を買収したと発表。買収額は約3,076億円で、中国のインフラ企業による本格的な海外投資に
3月14日	中国民用航空総局が、国内線の航空機内への液体持ち込み制限を厳格化。基本的にすべての液体の持ち込みを禁止し、化粧品や乳幼児向けの粉ミルクなども対象に
3月15日	全人代の全体会議で、ポスト胡錦濤の有力候補と目される習近平・政治局常務委員を国家副主席に選出。胡錦濤国家主席と温家宝首相(16日)も再任
3月17日	全人代で、ポスト胡錦濤の有力候補と目される李克強・政治局常務委員を筆頭副首相に選出、その他の閣僚人事も決まる 中国外国為替取引センターは、人民元の対米ドル中値(基準相場)を1米ドル=7.0815元と発表、7元が目前に
3月18日	全人代が閉幕、胡錦濤・温家宝体制が2期目へ

情報提供元：NNA <http://www.nna.jp/>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が等情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

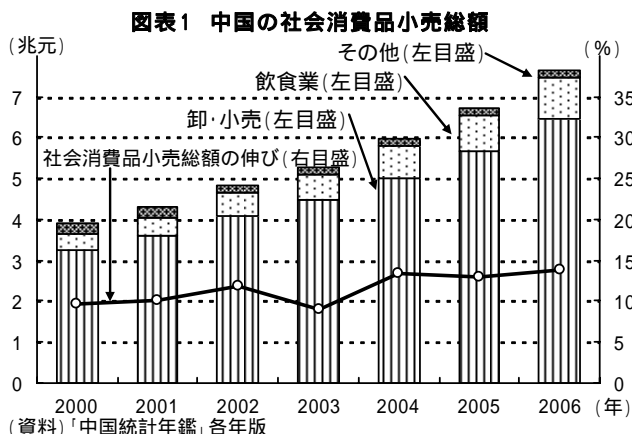
**連載：中国経済の中期展望
(第10回) 中国国内消費の現状と見通し**

日本総合研究所 総合研究部門
主任研究員 坂東 達郎
TEL：03 - 3288 - 5283

中国では、高い経済成長を背景にして、個人消費が拡大しています。以下では、近年の消費の変化を分析するとともに、今後の見通しについてまとめてみました。

順調に拡大する個人消費

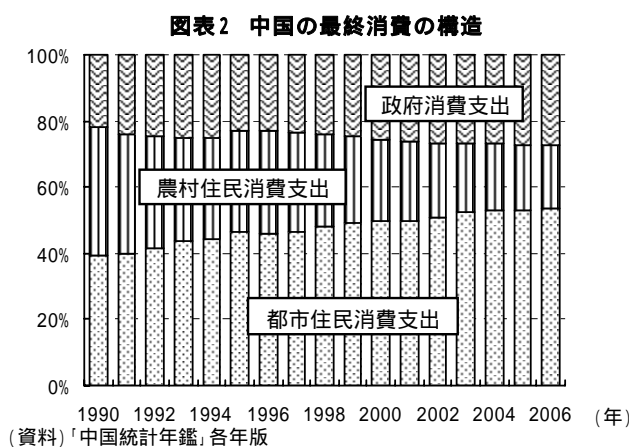
個人消費について小売売上総額（社会消費品小売総額）の推移を見ると、2004年以降連続して前年比で10%を超える伸びが続いています（図表1）。2006年は前年比13.7%増と1996年以来の高い伸びを記録しました。小売売上の最も大きな部分は卸・小売業（2006年に全体の84%）で、次いで飲食業（同14%）です。それぞれ前年比で13.7%、16.4%の高い伸びを記録し、消費を牽引しています。



上昇する都市住民の消費

最終消費を消費主体別に3つに分けて、2006年の全体に占める割合を見ると、政府消費が27.4%、農村住民消費が19.1%、都市住民消費が53.4%となります（図表2）。都市住民消費の割合は1990年代初頭から継続して上昇し、一方、農村住民消費の割合が急減しています。

このような動きの背景には、中国の都市化が進展する一方で、農村の経済発展が遅れており、都市と農村の格差が拡大していることが考えられます。



変化する都市住民の消費構造

最終消費の過半を占める都市住民消費の内訳を見ると、まず、1990～2000年に大きく変化していることが指摘できます（図表3）。最大の変化は食品の占める比率が大幅に低下したことです。また、服装や家庭設備サービスなど、生活に必要な支出比率も低下しました。これらに替わって大幅な伸びを見せたのが、医療保健、交通通信、教育娯楽、住居などの消費です。これは、都市住民の消費が、収入の増加に伴い衣食の充足からより豊かな生活を享受することへと、高度化が進んでいるからだと考えられます。

しかし、消費構造の変化は、中国の1人当たりGDPが1,000ドルを超えた2001年前後を契機に顕著に縮小しています。2000年と2006年の支出を比べると、交通通信費は2.7倍に拡大しましたが、その他の支出はいずれも小さな伸びにとどまっています。このような状況をもたらした主因として、社会的格差の拡大が考えられます。高所得層の消費構造は既に高度化しており、収入が更に伸びても消費構造は大きく変化しなくなっていま

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される場合があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

す。一方、低所得層は収入増が鈍化しており、消費構造がなかなか高度化の段階に到達しないものと考えられます。

今後の展望

以上を踏まえて、中国の中期的な消費を展望しました。

まず、北京五輪、上海万博を控えた投資や、沿海部との格差是正を狙った内陸部でのインフラ建設などの投資が高水準で続くものと考えられ、所得向上に伴って消費も引き続き2桁台の高い伸びが続くものと考えられます。

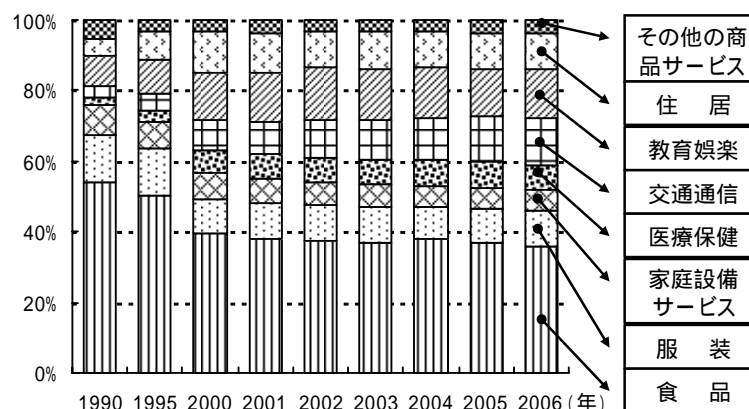
とくに、耐久消費財の販売の拡大が見込まれます。近年

急速に販売を拡大している代表的な商品として、乗用車が挙げられます。中国の自動車販売台数は2005年に576万台となり、日本を抜いて米国に次ぐ世界第2位となりました。その後も高い伸びが持続し、2007年は878万台（Fourin調べ）となりました。2006年の100世帯当たりの乗用車保有台数の大きい地域は、上位から順に北京18.14台、広東省12.90台、浙江省11.03台でした。これら地域では、所得水準と消費性向の上昇を背景に、乗用車販売が好調に推移しました。更なる価格下落や自動車ローンの普及によって、乗用車はもはや富裕層のシンボルではなくなり、中間所得層の家庭も次第に乗用車を保有するようになるでしょう。

一方、今後の消費への悪影響が懸念されるのは、所得格差の拡大です。都市・農村間の所得格差は、1996～2006年の10年間に2.5倍から3.3倍へと過去最大にまで広がりました（図表4）。都市・農村間の所得格差の外にも都市内部の所得格差も拡大しており、深刻化すれば社会不安や政治的不安定に発展する恐れもあります。

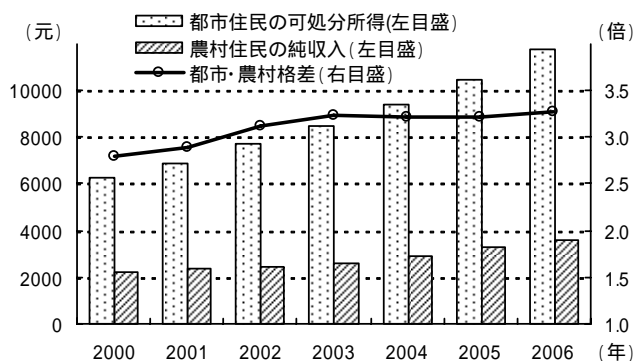
政府は、都市・農村間の所得格差の是正を最重要政策課題の一つとし、ここ数年、農業税を廃止したり、農業補助金を導入したりするなどの手段を採り、農民収入は大きく上昇しています。更に、第11次五カ年計画では「社会主義新農村建設」を掲げ、三農（農業・農村・農民）問題の解決が中心とされ、工業から農業への富の還元、都市から農村への富の還元などの政策の方向性が打ち出されています。今後も都市部の個人消費が中国の消費の中心となりますが、同時に、農民の収入が増加することによって、農村住民消費の最終消費に占める割合が低下傾向から抜け出していくことが期待されます。

図表3 中国の都市住民の消費支出の内訳



(資料)「中国統計年鑑」各年版

図表4 中国の都市・農村間の所得格差



(資料)「中国統計年鑑」各年版

【参考文献】日本機械輸出組合「中国の生産・販売環境変化と今後の見通し」(2007年4月) 他

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピック
金融引き締め政策を堅持

日本総合研究所 調査部
副主任研究員 佐野 淳也
TEL : 03 - 3288 - 5023

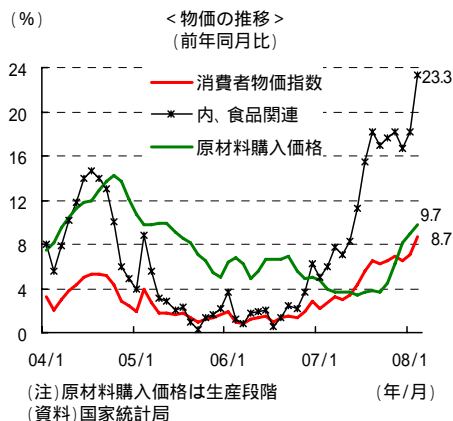
景気減速感が強まる

中国の景気に減速感が若干強まっています。

1月の貿易黒字は194.7億ドルと、9カ月ぶりに200億ドルの台を割り込みました。原油価格の高騰や一部農作物の輸出量抑制などが、黒字幅縮小の主因です。対米輸出の鈍化（前年同月比5.4%増）の影響は、EU向けなどの拡大により軽微なものにとどまっているものの、米国経済の減速次第では、輸出全体の伸び率が一段と低下することも予想されます。

商務部によると、旧正月休暇（2月6日～12日）期間中の小売売上高は、07年の同期間と比べて約16%増加しました。記録的な寒波で帰省や国内旅行需要が抑えられたにもかかわらず、消費の増勢は維持されています。とはいえ、07年末には前年同月比20%前後の伸びを示しており、拡大ペースは減速しました。

2月の消費者物価指数（CPI）は、食品価格の高騰により、前年同月比8.7%上昇しました（右上図）。これは、96年5月の8.9%以来の高水準です。原材料購入価格（生産段階）も上昇を続けていることから、寒波の影響がはく落した後も物価が高止まりし、消費の拡大を抑えかねません。



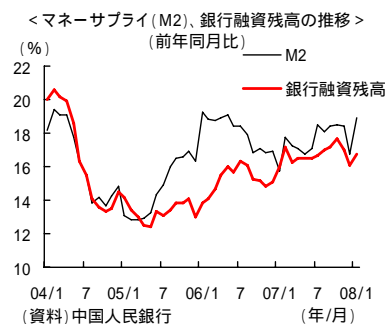
中国人民銀行の金融政策方針

金融面をみますと、1月のマネーサプライと銀行融資残高の伸びは再加速しますが、これは旧正月前の資金需要の高まりが主因であると指摘できます（右下図）。農民向け融資の拡大等の方針についても、所得格差是正策の一環として近年実施されているものであり、景気対策として新たに打ち出された訳ではありません。

むしろ、2月22日発表の「中国貨幣政策執行報告」（四半期に1度発表、以下「報告」）において、07年12月の中央経済工作会議で決定した「金融引き締めの推進」を明記するなど、中国人民銀行は引き締め策堅持の方針を示しています。

引き締め手段として、「報告」は預金準備率や公開市場操作、金融機関に対する「窓口指導」といった複数の措置を列挙しました。とりわけ、人民元レートを積極的に調整して、経済の均衡を図ろうとする姿勢がうかがえます。05年7月の為替制度改革以降、製品の高付加価値化など、企業は元高に適切に対処しているとも指摘し、人民元対米ドルレートの上昇ペース加速への理解を求めています。その一方、過熱防止に向けた金利の調整については「慎重に実施する」と述べ、07年11月の「報告」と比べると、若干トーンダウンしました。

「報告」は、さらに内外経済の先行き不透明感により、08年は経済成長率が若干低下するとの見通しを示すとともに、財政政策による消費の刺激を提案しています。投資の過大な伸びや物価の高騰を抑えつつ、消費主導型の経済成長への転換を図るには、こうした方法しか選択肢はないように思われます。胡錦濤政権には、金融と財政の適切なポリシーミックスが求められます。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピック
中国における家電量販業界の現況と今後の展望

三井住友銀行 企業調査部 (上海)
アナリスト 柳 笛
E-mail: di_liu@cn.smbc.co.jp

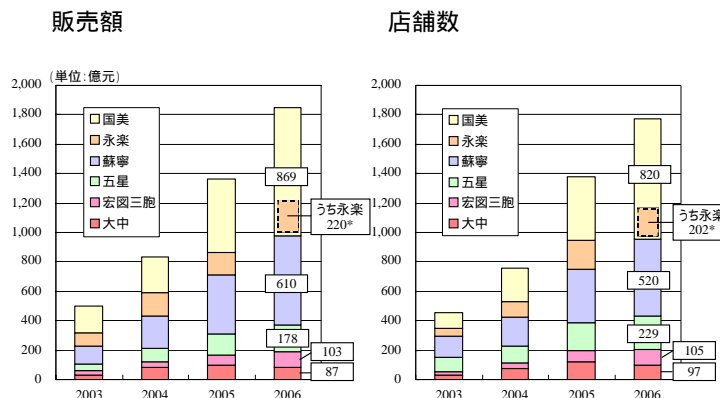
家電量販業界の現況

(1) 急拡大する家電量販業界

中国では、堅調な経済成長に伴う所得水準の向上に従い家電製品小売額が年率約2割増のペースで拡大している。こうした中、家電量販店は豊富な品揃えや低価格をセールスポイントとして販売額と店舗数共に年率+50%超のペースで増加を続けており、急速にプレゼンスを高めている。

量販店経由の家電販売額は、中国市場全体でみれば3割弱に止まるが、沿岸都市部や内陸部の大都市では既に同7割を超えており、都市部の高・中所得者層を主たるターゲットに高価格帯製品を販売している日系メーカーにとっても家電量販店は重要な販売チャネルとの位置付けにある。

(図表1) 大手家電量販の販売額と店舗数の推移



(*) 2006/7月に国美に買収された後も「永楽」ブランドを維持

(資料) 中国連鎖経営協会

(2) 業界の動き

国美と蘇寧の2社寡占

「規模が命」ともされる家電量販業界では、参入各社の販売額や店舗数といった業容が家電メーカーに対する価格交渉力に比例するため、各社は市場シェア拡大を狙い出店攻勢を積極化させているが、同業間の競争は厳しく、好立地の店舗物件の確保は容易ではない。

企業規模で見劣りする地方の家電量販店には大手の出店攻勢に押され収益が圧迫される事例も少なくない中、大手業者は株式公開等を通じて得た資金でこれら同業他社を買収することにより店舗網を急拡大しており、2003~05年には国美電器や永楽電器といった斯業大手処が地方家電量販店の買収を盛んに進めてきた経緯がある。

足元についてみれば、最大手の国美は06/7月に永楽、07/12月には大中電器(被買収前は斯業第5位)も傘下に収め、業界で更なるプレゼンス拡大を図っている。また、斯業第2位の蘇寧電器は品揃えや清潔感のある店舗内装のほか、サービスや在庫管理体制の整備を進めつつ自社独自の店舗展開で事業を手堅く拡大してきた。このように、家電量販業界は数年前までは大手数社が混戦する戦国時代にあったが、現状は同業他社対比圧倒的な規模を誇る国美と蘇寧2社の寡占時代に入ったとも言える。

外資企業の参入 ~ 注目される Best Buy 社の動き

米国で斯業最大手の Best Buy 社は、華東地区の地方都市を主体に事業展開している五星電器の発行済株式51%を06/5月に取得し、中国事業を本格化した。同12月には上海で Best Buy ブランドの1号店を開業しており、今後は大型都市で高級路線を志向する Best Buy、その他都市では五星ブランドを展開しつつ複数の顧客層を手堅く囲い込む方針としている。

現状、同社は急速な店舗網拡大はせず慎重な事業展開する方針としている模様ながら、業界では、今後同社ほか外資が豊富な資金力や運営ノウハウを武器に成長性の高い中国家電市場を攻略してくる可能性も注目されている。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

同業界が抱える課題

(1) 見直しを迫られる成長モデル

家電量販店は業容拡大に伴い家電メーカーに対する価格交渉力を高めている一方、同業間の競争は厳しく値下げ合戦が激化している上、ここ数年は店舗賃料の高騰も続いていること等から、参入各社の収益には根強い下落圧力が払拭されない状況にある。

こうした中、これまで家電量販各社は家電メーカーに高額の出店費やイベント費を負担させたほか、商品代金の支払サイト延長など有利な取引条件を要請しつつ収益を確保し、急速に業容を拡大してきた経緯があるが、家電メーカーとの関係悪化も懸念されている。

最近、家電メーカーの間では自社独自の販売ルート構築を模索する動きも出てきているほか、Best Buy社による支払い期限厳守のスタンスも好意的に受け入れられている模様。このように、新しい販売ルートの立ち上げや外資の市場進出等が契機となり、地場各社が既存のビジネスモデルの見直しを迫られる可能性もあろう。

(2) 過剰出店による効率低下

所得水準の向上が先行した沿岸都市部や内陸部の大都市では、地元の家電量販店による店舗網拡大に加え、国美や蘇寧など全国規模の量販店による積極的な進出により同業間の競争が激化している。特に、購買力が高く、全国の消費トレンドをリードしている北京と上海では大手各社が出店攻勢を掛けていることから、オーバーストアが既に大きな問題となっている。

こうした中、各店舗の集客力が低下し、店舗当たりの平均年商が業界での一つの目安となっている1億円を割り込む事例も散見される。また、これまで店舗網の拡大に注力してきた一方、人材の育成やアフターサービス体制の整備が追いつかず顧客満足度が低下し、これが売上の伸び悩みに繋がるといった問題も顕在化してきている。

(3) 資金確保のリスク

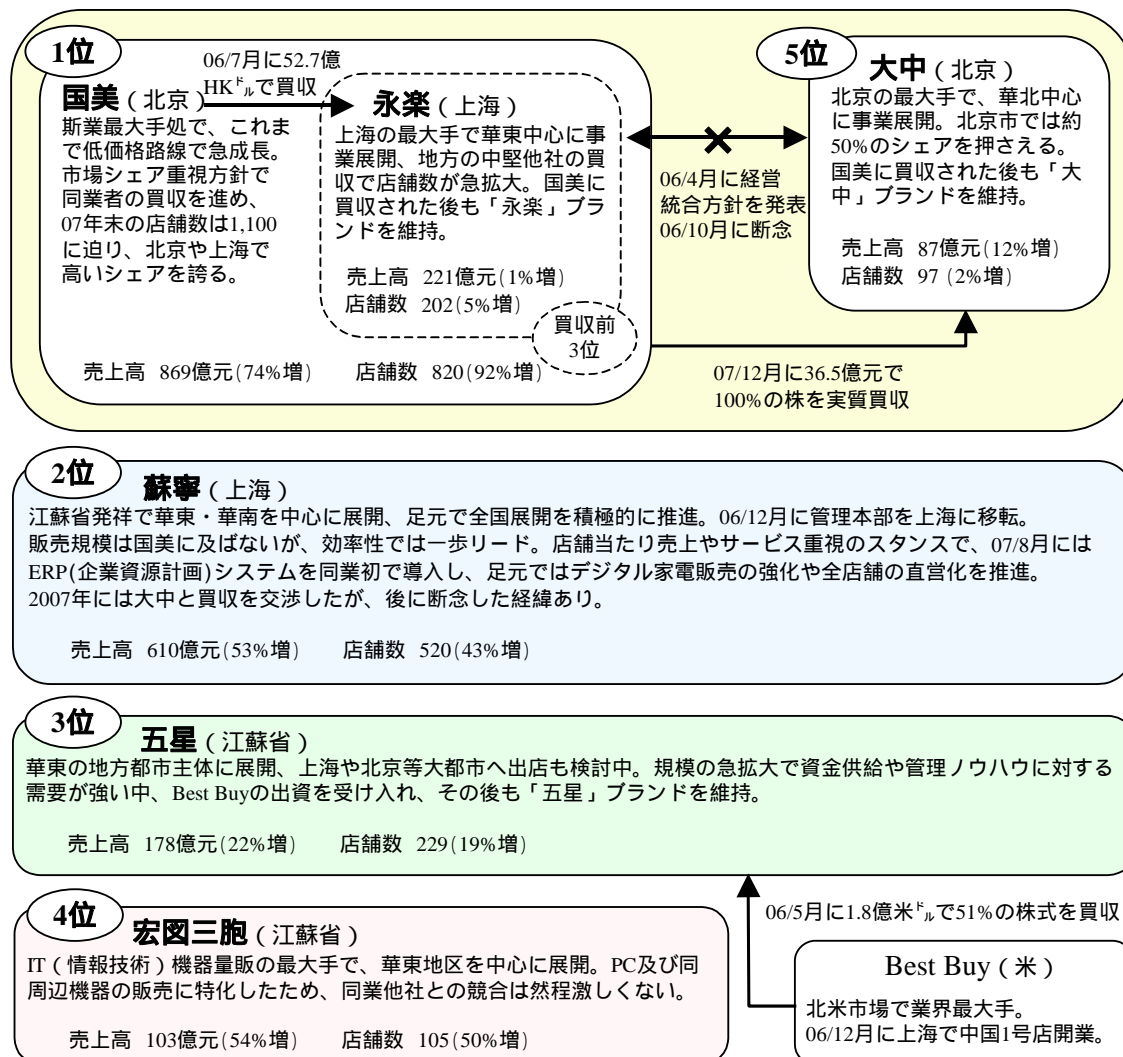
ここ数年、中国国内では不動産価格が高水準で推移している中、家電量販大手の大半は自社の傘下にある投資運用部門において本業で得られた資金を不動産に投資し、ここでの運用益を店舗網の拡大に投入している。すなわち、近年における各社の急速な事業拡大は好調な不動産市場に支えられてきたとも言えようが、最近一部の都市では不動産価格の上昇が一服する等、不動産市場の先行きも不透明感を増している中、今後参入各社が店舗網を拡大していくに当たって如何に資金を確保していくのか注目される。

今後の展望

以上のとおり、主要都市ではオーバーストアの問題が既に顕在化しており、今後同業間の競争が更に激化することも想定される中、参入各社が手堅く収益計上していくためには、家電メーカーとマーケット情報を共有すること等により売れ筋製品の市場投入を模索しつつ、店舗の内装や陳列方法の改善を図るほか、人材育成も含めたサービス体制の充実等を通して同業他社との差別化を図り、集客力を高め売上を確保していくこと、事業の効率性や収益性等に鑑み店舗のスクラップアンドビルドを機動的に進めるほか、管理システムの導入等により在庫管理の徹底や物流の効率化を進め、コスト削減を図ること、

店舗網の拡大を自社の事業戦略に基づき安定的に進められるよう、同業者との業務・資本提携のほか、外資や投資ファンドからの出資受け入れ等も含め事業に要する資金を手堅く確保できる体制を整備しておくこと、といった施策に取り組んでいくことが必要となろう。

(図表2) 中国の家電量販大手の特徴及び企業統合の動き



(注1) 各社の売上高と店舗数は中国連鎖経営協会「2006中国連鎖百強企業」に基づくもので、2006年時点の実績(増減は前年比)。

(注2) 各社名右横の()内は本社所在地。

(資料) 業界ヒアリング及び地場報道等を基に弊社作成

制度情報
企業所得税の若干の優遇政策に関する通知

日綜(上海)投資コンサルティング
有限公司 副總經理 吳明憲
E-mail: meiken@jris.com.cn
http://www.jris.com.cn

企業所得税の若干の優遇政策に関する通知

2008年2月22日付で《財政部、国家税務総局：企業所得税の若干の優遇政策に関する通知》¹が公布されました。この中で企業所得税優遇政策に関連する内容を明確化しており、以下にそのポイントを取りまとめました。

1. ソフト産業及び集積回路産業に関する優遇政策

(1) ソフト生産企業

ソフト製品の研究開発と拡大再生産	増値税即徴収即還付の政策により還付される税額について、これをソフト製品の研究開発と拡大再生産に使用する場合、企業所得税の課税収入とみなさず、企業所得税も徴収されない。
ソフト生産企業の従業員研修費用	実額分を課税所得額から控除可能。

(2) 設ソフト生産企業

新設ソフト生産企業は認定を経た後に、利益獲得年度より、1・2年目は企業所得税を徴収免除、3～5年目は企業所得税を半減徴収します。つまり、二免三減を享受することができます。

(3) 重点ソフト生産企業

国家が配置を計画する重点ソフト生産企業は、その年に免税優遇を享受していない場合、企業所得税率を10%に減じて納付することができます。

(4) 減価償却

企・事業単位がソフトを購入した場合、固定資産または無形資産に応じて計算を行い、主管税務機関の認可を経て、その減価償却または償却費を最短2年に短縮することができます。

なお、集積回路設計企業はソフト企業とみなされ、上述の(1)～(4)の企業所得税政策を享受することができます。

(5) 集積回路生産企業

項目	内容	
減価償却年限	生産性設備について、主管税務機関の認可を経て、その減価償却年限を最短3年とすることが可能。	
企業所得税減免	投資額が8億人民元超 集積回路の幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業所得税率15%を適用 ・ 経営期間が15年以上の場合： 利益獲得開始年度より、1～5年目：企業所得

¹ 財税〔2008〕1号

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

	が0.25um以下	税免除6年目から10年目：企業所得税半免
	幅が0.8ミクロン以下の集積回路製品を生産する生産企業 ²	認定を経た後に、利益獲得年度より、 ・ 1・2年目：企業所得税免除 ・ 3～5年目：企業所得税半免

(6) 再投資税額還付(2008年1月1日より2010年末)

以下のような再投資税額還付制度が設けられました。ただし、いずれも再投資5年未満で投資を引き上げる場合、既還付分の企業所得税税額が追徴されることになります。

対象者	還付要件	還付税額
集積回路生産企業、リードフリーパッケージ企業の投資者	企業所得税納付後の利益で、 ・ 直接自社の登録資本の増加 ・ その他集積回路生産企業、リードフリーパッケージ企業を新規投資設立	経営期間が5年を下回らない場合、40%の比率でその再投資部分の既納付の企業所得税税額を還付。
国内外の経済組織である投資者	中国国内で取得した企業所得税納付後の利益で、 ・ 西部地区に集積回路生産企業、リードフリーパッケージ企業またはソフト製品生産企業を新規投資設立	経営期間が5年を下回らない場合、80%の比率でその再投資部分の既納付の企業所得税税額を還付。

2. 証券投資ファンドに関する優遇政策

(1)	証券投資ファンドが証券市場から取得する収入(株式・債券売買の差額収入、インカムゲイン、債権の利息収入及びその他収入を含む)
(2)	投資者が証券投資ファンドからの分配により取得する収入
(3)	証券投資ファンドマネージャーがファンドを運用して株式・債券を売買することによる差額収入

証券投資ファンドの関係する上記所得について暫定的に企業所得税は徴収されません。

3. その他の関連業種、企業に関する優遇政策

一部の業界、企業において執行されている税收優遇政策について、その連続性を保証するために、元々の就業再就業、オリンピックと万博、社会公益、デッドエクイティスワップ、資産整理、再編、体制改正、体制転換等の企業改革、農業と国家備蓄関連、その他の

² 既に利益獲得年度より企業所得税の“二免三減半”政策を享受している企業は、あらためて重複して本条の規定を執行しません。

単独の優遇政策の合計6類の定期の企業所得税優遇政策につきましては、2008年1月1日より、継続して元々の優遇政策で規定している方法と時間に従って期限到来まで執行されます。

4. 外国投資者が外商投資企業より取得する利益の優遇政策

2008年度以降に2007年までに取得した累積未分配利益により分配、すなわち配当を行った場合、2007年末までであれば免税であった企業所得税が、実際の配当の支払いは2008年以降に発生するとの理屈で企業所得税が発生するのではないかという見方がありました。本通知ではこれについて2008年以降に外国投資者に分配する場合、企業所得税を徴収免除するとしております³。

また、2008年以降の年度におきまして、外商投資企業が新たに取得した利益を以って外国投資者に分配する場合は、《企業所得税法》で定められているとおり企業所得税を納付することになります。

5. 企業所得税優遇政策の廃止

本通知公布に伴い、《中華人民共和國企業所得税法》及びその《実施条例》、《國務院：企業所得税過渡的優遇政策の実施に関する通知》⁴、《國務院：經濟特区と上海浦東新区の新設ハイテク企業に過渡的税收優遇を実行することに関する通知》⁵及び本通知で規定している優遇政策を除きまして、2008年1月1日以前に実施していたその他の企業所得税優遇政策は一律に廃止されます。また、各地区、各部門は今後企業所得税の優遇政策を制定することは一切できなくなります。従いまして、この通達に基づけば外高橋保稅区で一般的に適用されている15%の企業所得税率は今後適用されないということになります。

³ 春節明けごろに筆者自身が上海市稅務局にヒアリングした際には未定という回答が得られておりました。

⁴ 国發[2007]39号

⁵ 国發[2007]40号

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・稅務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

制度情報

2007年度個人所得に対する自己申告について
その(1)~(4)

上海華鐘コンサルタントサービス
有限会社

TEL:(021)6467-1198

<http://www.shcs.com.cn>

2007年度個人所得に対する自己申告について(その1)

Q: 2007年度の個人所得に対して、日本の確定申告と同じように所管の税務局に対して自己申告しなければならないそうですが、どのような個人が対象となりますか。

昨年初めから中国現地法人に出向赴任して1年経過しました。中国現地法人から得る人民元給料と日本の親会社から家族に支払われる日本円給与がありますが、所得税申告は中国現地法人がやっており、私はあまりタッチしていません。この自己申告は自分で行わなければならないのでしょうか。

A: 昨年からはまった「個人所得税の自己申告」は、中国人外国人の区別なく、定められた条件に該当する個人は全て自分で2007年度のすべての所得を記入して、所管の税務局に申告しなければなりません。申告書の作成は当社なども受託します。

国家税務総局が公布した『個人所得税自己納税申告弁法(試行)』(国税発[2006]162号、2006年11月6日公布、2007年1月1日施行、以下「試行弁法」という)により、中国における個人所得税の納税義務者は、「試行弁法」の定める条件に該当する場合、中国人、外国人の区別なく、一律に本件の「個人所得税の年度自己申告」を行わなければならない。この自己申告は本人が自ら申告しますが、当然ながら申告書の作成は本人でなくても最終的に本人が確認することで問題ありません。納税人の属する中国の現地法人や代表処に委託して行なうことも可能です。

1. 自己納税申告が必要となる条件

「試行弁法」第二条規定により、個人所得税法を根拠として納税義務を負う納税者で「以下の何れか1つ以上に当てはまる場合」、月度ごとの所属給与支給単位からの源泉徴収税とは完全に独立して「個人としての自己申告」をしなければならない。「年間滞在、12万元以上の収入」という条件から中国で働く大部分の外国人、外国企業から現地法人への派

遣者、駐在員、外資系企業幹部社員などが対象となります。

年間所得が12万元以上ある場合

中国国内の2ヵ所以上から給与所得や収入を得ている場合

中国国外で所得がある場合

納税対象所得を取得しているが、源泉徴収納税義務者のいない場合

国務院が規定するその他の状況

2. 個人所得税自己申告の対象者

中国に居住する期間が満1年に達し、年間所得12万元以上の中国籍外国籍納税人はすべて本申告対象者です。一納税年度期間中に連続30日以上の出国が1回以上、或いは累計出国日数が90日以上の場合は「居住1年未満」となり本申告は必要ありません。

3. 申告する時期

中国国外からも所得を得ている納税人は納税年度終了(2007年12月31日)後から30日以内(「試行弁法」第十八条)に、年間所得が12万元を超えるなどの納税人は、納税年度終了後から3ヵ月以内(「試行弁法」第十五条)に自己申告を行わなければなりません。但し、現状の税務局の受付実態としては、「国外所得申告」も3ヶ月以内の3月31日までに併せて申告すればまったく問題ありません。

4. 本年2008年度の申告様式

申告様式は昨年度とほぼ同じ様式ですが、以下の如く多少整理されて見やすくなっています。本日は取りあえず本年の自己申告用紙の税務局指定の雛形を以下に紹介します。

個人所得税納税申告表 (年間所得が12万元以上である納税者用)

所得年度: 年 記入日: 年 月 日 金額単位: 人民币(角分単位迄記入)

納税者 氏名		国籍 (地区)		身分証 書類別		身分 証書												
雇用者		雇用者納 税コード		雇用者所 属業界		職務				職業								
中国 逗留 日数		中国国内 有効住所				郵便番号				電話 番号								
営業所得 取得 納税者 記入欄	経営単位 納税者識 別					経営単位 納税者名												
所得項目	年度所得額			課税 所得額	課税 額	納付(控 除)済額	控 除額	減 免額	追 徴額	還 付額	備 考							
	国内	海外	合計															
1. 給与、賃金所得																		
2. 個人商店生産・経 営所得																		
3. 企業事業単位の請 負経営、賃貸経営 所得																		
4. 役務報酬所得																		
5. 原稿料収入																		
6. 特許使用料収入																		
7. 利息、株式配当収入																		
8. 資産賃貸所得																		
9. 資産譲渡所得																		
内: 株式譲渡所得																		
個人不動産譲渡所得																		
10. 偶発所得																		
11. その他所得																		
合計																		
この納税申告表は、『中華人民共和国個人所得税法』及び関連法律、法規に基づき記入したものである事を誓い、記入事項は真実であり信頼出来、完璧である事を保証します。																		
納税者(署名)																		
代理人(捺印):												連絡電話番号:						

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

記入心得

1. 本表は、『中華人民共和国個人所得税法』及びその実施条例並びに『個人所得税自己納税申告弁法(暫定)』に基づき制定されたものであり、年間所得額が12万元以上である納税者の年度自己申告に使用される。
2. 納税義務のある個人は、本人又は第三者に委任して納税年度終了後3ヶ月以内に主管税務機関に本表を提出する。規定期限内に本表を提出出来ない場合は、規定期限内に申請して地元税務機関の認可を得た後、適宜提出期限を延長する事が出来る。
3. 本表の記入は中国語を使用しなければならないが、中国語・外国語の併記記入は可能である。
4. 本表の各欄の記入事項説明については、以下の通りである。
 - (1) 所得年度と記入日：
 - 申請所得年度：納税者の実質所得年度を記入する。
 - 記入日：納税者の納税申告手続実施日を記入する。
 - (2) 身分証書類別：納税者の有効身分証書(居民身分証、軍人身分証書、パスポート、回郷証等)名称を記入する。
 - (3) 身分証書：中国居民納税者の有効身分証書に記載された番号を記入する。
 - (4) 雇用者：納税者の雇用者名称を記入する。納税者に複数の雇用者が存在する場合、申告受理税務機関が主管する雇用者を記入する。
 - (5) 雇用者納税コード：申告受理雇用者の税務機関における税務登記又は源泉徴収登記手続の場合のコード番号を記入する。
 - (6) 雇用者所属業界：申告受理雇用者が所属する業界を記入する。内、業界は国民経済業界分類基準に基づき記入するが、通常は大分類を記入する。
 - (7) 職務：納税者の申告受理雇用者における担当職務を記入する。
 - (8) 職業：納税者の主要職業を記入する。
 - (9) 中国逗留日数：中国国内に住所の無い納税者は納税対象期間内における実際の逗留総日数を記入する。
 - (10) 中国国内有効住所：納税者の住所又は有効連絡住所を記入する。内、中国に住所の有る納税者はその通常居住住所を記入する。中国国内に住所の無い居民でマンション、ホテル、旅館に居住している場合、マンション、ホテル、旅館の名称及び部屋番号を記入する。
通常居住地とは、納税者が戸籍所在地を離れて最終的に連続1年以上居住している場所を指す。
 - (11) 経営単位納税者識別、経営単位納税者名：納税者が取得した所得の中に個人商店の生産・経営所得及び企業事業単位の請負経営や賃貸経営所得が含まれる場合は本欄を記入する。
経営単位納税者識別：税務登記証の番号を記入する。
経営単位納税者名：個人商店、個人独資企業、パートナー企業名称、又は請負賃貸経営の企業事業単位名称を記入する。
 - (12) 年間所得：納税年度内の所得項目に対応する収入の総額を記入する。年間所得額は『個人所得税自己納税申告弁法』の規定に基づき計算する。各項目所得の計算は人民元を単位とする。所得を非人民元で計算している場合、税法実施条例第43条の規定に基づき人民元に換算する。
 - (13) 課税所得額：個人所得税関連規定に基づき計算した個人所得税課税所得額を記入する。
 - (14) 納付(控除)済額：当該項目所得の取得において中国国内で既に納税したか又は源泉徴収義務人が控除した税額を記入する。
 - (15) 控除額：個人所得税法にて控除が認められている海外で既に納税した個人所得税額を記入する。
 - (16) 減免額：個人所得税法にて減税徴収又は徴収免除が認められている個人所得税額を記入する。
 - (17) 本表は一式2枚綴りであり、1枚目は税務機関の保管用であり、2枚目は納税者の控えである。

2007年度個人所得に対する自己申告について(その2)

Q: 2007年度の個人所得に対して年度自己申告の時期が来ました。私は2007年の4月から5月まで帰国して、45日間日本で仕事をしていますが、やはり自己申告が必要ですか。

1 昨年2006年度の自己申告は昨年2007年3月に提出しましたが、特に何もありませんでした。2007年は会社の業務の都合により2007年4月から5月まで45日間日本で仕事をしましたが、今年の自己申告は提出しなければなりませんか。

A: 「個人所得税の自己申告」の対象者は、中国に「住所のある人」或いは「住所のない人」の区別なく、「居住満1年を超える人」が対象であり、「住所のない居住1年未満の人」は除外されますので、自己申告は不要のようですが、税務局は提出を求めています。

年度の自己申告義務者については、国家税務総局が公布した『個人所得税自己納税申告弁法(試行)』(国税発[2006]162号、2006年11月6日公布、2007年1月1日施行、以下「試行弁法」という)の第2条により、「およそ『個人所得税法』により納税義務を有する納税人で、以下の条件に該当すればすべて例外なく」年度の個人所得税自己申告義務者であると規定されています。該当する条件とは昨日の本稿で説明した通り、以下のようになっています。

年間所得が12万元以上ある場合

中国国内の2ヵ所以上から給与所得や収入を得ている場合

中国国外で所得がある場合

納税対象所得を取得しているが、源泉徴収する納税義務者のいない場合

国務院が規定するその他の状況

但し、「試行弁法」の第4条において、「上記の年所得額が12万元以上の納税人には、中国国内に住所が無く、かつ1つの納税年度中に中国国内に満1年居住していない個人は含まない。上記の中国国外で所得がある納税人とは、中国国内に住所が有る無しに係わらず、1つの納税年度中に中国国内に満1年間居住した納税人である。」とされています。

いろいろの言葉が出てきますので、まずそれぞれの解釈を以下に説明します。

1. 一つの納税年度

1 納税年度は「中華人民共和国個人所得税法实施条例」(国务院令[2005]452 号、2005 年 12 月 19 日公布、2006 年 1 月 1 日施行) の第 46 条に「税法(個人所得税法) と本条例に言う納税年度とは、西暦 1 月 1 日から 12 月 31 日までを言う。」と定義されています。従って、滞在日数の計算も年度をまたがって計算する必要はなく、ある年度の 7 月 10 日から翌年度の 6 月 10 日まで連続して 336 日間中国に滞在して仕事をしたとしても、どちらの年も納税人(中国における納税義務者) となりません。

2. 中国に住所のある者と国内に住所の無い者

「中華人民共和国個人所得税法」(1980 年第 5 期全人代通過、2007 年 6 月 29 日第 4 次改正、2008 年 3 月 1 日施行) の第 1 条に「中国国内に住所が有るか、住所は無いが中国国内に満 1 年居住する個人は中国国内と中国国外で得た所得を本法の規定に基づいて個人所得税を納入する。中国国内に住所がなく又は居住しておらず、或いは住所が無くて中国国内に満 1 年居住していない個人は、中国国内所得を本法の規定に基づいて個人所得税を納入する。」となっています。

ここで、「住所のある者」とか、「住所の無い者」が出てきますが、前述の「中華人民共和国個人所得税法实施条例」第 2 条において「税法第 1 条第 1 項の中国国内に住所のある者とは、戸籍、家庭、経済利益関係の原因により中国国内に習慣的に居住する個人を指す。」とありますので、単純には国内に住所のある者とは、中国に国籍、戸籍と住所登録を有する中国人(「身分証」を持っているかどうか一つの尺度) 及び中国で自らの事業を行なうか家庭を持っている外国人などを指し、それ以外は「住所の無い者」となり、一般の外国人と中国人であるが海外に移住して中国に住所登録の無い人を指します。

3. 満 1 年の居住者と満 1 年居住していない者

中国での納税義務者は前述の「中華人民共和国個人所得税法」第 1 条により、「中国に住所が有る場合と、住所は無いが中国国内に満 1 年居住する個人は、中国国内外で得た所得を(合算して) 個人所得税を納入する。」となっていますので、外国人の場合は後段の「満 1 年居住する」か否かが国内外合算所得の納税義務があるかないかの分かれ目になります。これについては、「中華人民共和国個人所得税法实施条例」第 3 条において「税法第 1 条第 1 項に言う中国国内に満 1 年居住するとは、1 納税年度において中国に 365 日居住することを言い、臨時に国外へ行く日数は減らさない。臨時に国外へ行くとは、1 納税年度中に 1 回で 30 日を超えない場合か、或いは多数回で累計 90 日を超えない場合を言う。」となっていますので、逆に言えば、1 回で 30 日を超える、或いは累計で 90 日の国外滞在があれば、「満 1 年の居住者」ではないことになり、国内外合算所得の納税義務はないこととなります。日中租税協定で日本人の場合は 90 日ではなくて 183 日となります。

但し、現在の税務局の指導は、「183 日を超えれば納税義務者であり、国内外合算所得を

納税すべき」と指導しており、1回30日の国外滞在があれば国内外合算所得の納税義務はないことは、実態としては殆んど考慮されていないようです。

4. 年度申告の提出義務者について

前述の如く、「試行弁法」の第4条において、「上記の年所得額が12万元以上の納税人には、中国国内に住所が無く、かつ1つの納税年度中に中国国内に満1年居住していない個人は含まない。上記の中国国外で所得がある納税人とは、中国国内に住所が有る無しに係わらず、1つの納税年度中に中国国内に満1年間居住した納税人である。」とされています。従って、「中国国内に住所が無い外国人であって、中国国内居住満1年の条件を満たさない場合で、前述の提出者条件、に該当しない場合は、今回の個人所得税の年度申告の対象外である。」との結論になり、ご質問のケースは45日間連続して国外業務をされていますので、「満1年の居住者」とはならず、年度申告提出は不要であるということになります。

但し、この場合も実態としての税務局の行政指導は「今は提出枚数を集めることが任務であり、183日を超えれば当然提出すべき」としていますので、特に問題がなければ提出されることをお勧めします。

2007年度個人所得に対する自己申告について(その3)

Q: 2001年10月から中国に滞在して仕事をしています。昨年2007年の4月から5月まで帰国して、45日間日本で仕事をしていますが、今年の自己申告は必要ですか。また満5年経過後の国外所得の申告義務はありますか。

2001年10月に中国に赴任しましたので、2006年10月で満5年となりました。2007年4月から5月まで45日間日本に出張して仕事をし来ましたが、今年の自己申告は提出しなくてもいいのでしょうか。

A: 「個人所得税の自己申告」は、「居住満1年」を超える人が対象であり、連続45日間、国外滞在の外国人は「居住1年未満」であり、表面的には年度の自己申告は不要ですが、6年目以降の、中国に源泉の無い国外収入の申告納税は必要です。

2007年度から始まった、日本における「確定申告」に相当する個人所得税の年度自己申告について、総じて言えば、税務局自体にまだ申請に対する審査機能が十分でなく、実態としては集まった自己申告の数量を数えて、目標の数量に到達すればそれでよし、としているような雰囲気があります。

ただし、「納めた税額が不足するのでいくらかを追加納税する」とした自己申告用紙は受付後に徴税部門に回され、「申告同意」の批准がなされ、個人所得税納付書が発行されます。納付書に従って不足分を納税すれば、2007年度の個人所得税納税はすべて完了したことになります。

中国に限りませんが、日本、アメリカ、ヨーロッパにおいても、個人所得税は各個人の自己申告をベースとしており、基本的に国民、住民自らの納税義務に対する自覚に待ち、正直かつ自主的な納税申告がなされるという前提で制度が出来ています。その意味では「税務局が厳しいから正直に申告」、或いは「税務局は見ないのだからいい加減でよい」という議論はありません。日本でも確定申告をすることはかなり面倒で多くの人が税理士に依頼して行ないますし、中国で働く日本からの派遣者の年度自己申告も、当社などのサポートを受けながら一度きっちり申告書を作成されれば、中国の個人所得税などの税務システムを理解することが出来て、無駄な納税をする(実際に割合多い)ことも避けることが出来ます。

1. 連続 5 年中国へ滞在後、第 6 年目から国外源泉所得も中国で納税する義務の発生について

「中華人民共和国個人所得税法实施条例」(国务院令[2005]452 号、2005 年 12 月 19 日公布、2006 年 1 月 1 日施行、以下「实施条例」という) の第 6 条に「中国国内に住所は無いが居住が 1 年以上 5 年以下の個人は (中略)、中国国内の会社、企業及びその他経済組織又は個人より支給された部分に対してのみ個人所得税を納税する事で構わない。居住が 5 年を超える個人は、6 年目よりその源泉が中国国外にある全ての所得の個人所得税を納税しなければならない」、続いて第 7 条に「中国国内に住所は無いが、ある納税年度の中国での連続又は累計居住日数が 90 日 (日本の場合 183 日) を超えない個人について、その源泉が中国国内である所得で海外雇用者により支給され当該雇用者の中国国内機関、事務所が負担しない部分は、個人所得税を免除する」と規定されており、これらから以下のことが言えます。

外国本社から中国への派遣者の中国に源泉のある給与 (中国業務を行なうことで支給される給与) は、183 日を超えなければ、海外で支払われる部分については納税義務がなく、183 日を超えれば海外支給分も中国で納税しなければならない。

中国での居住が連続 1 年から 5 年 (基本的には 1 年で 183 日以上滞在の年) の間は、中国国外に源泉がある所得 (海外の預金利子、株式配当、譲渡所得、原稿・講演料収入、家賃収入など) の中国への納税義務は無い。(年度の自己申告用紙への記載義務はあると言えます。)

中国での居住が連続第 6 年目から中国国外に源泉がある所得も納税義務が発生する。

ここで注意すべきは「实施条例」での年数は単に「1 年」と表現されていますが、『财政部、国家稅務總局の中国に住所の無い個人の中国居住満 5 年を如何に計算するかの問題に関する通知』(財稅[1995]98 号、1995 年 9 月 16 日公布) により、居住が 5 年を超えることの定義は「どの年も「満 1 年」であることが連続して 5 年続くことであり、途中の年度で連続又は累積で 90 日以上 (日本の場合 183 日以上) 国外に居た場合はリセットされる」と規定されており、「实施条例」第 3 条で「中国国内に満 1 年居住するとは、1 納税年度において中国に 365 日居住することを言い、(中略) 1 納税年度中に 1 回で 30 日を超えない場合か、或いは多数回で累計 90 日 (日本の場合 183 日) を超えない場合は (365 日と見做す) 」と矛盾が生じていますが、この「1 回で 30 日を超える国外滞在」が「満 1 年」の条件になっているかどうかは、たくさんある中国の税法規定や諸通知の随所に矛盾が見られ、その運用について税務局の責任者は、「基本的に 183 日を超えるかどうかを分岐点とする」と明確に回答しています。

2. 「日本と中国の所得課税に関する二重課税と脱税の回避に関する協定」での定義

『中華人民共和国政府と日本国政府の所得に対する二重課税回避と脱税防止に関する協定』(1983 年 9 月 6 日調印、発効) の第 15 条においては難解な表現ながら、「報酬の受領者がその年を通じて 183 日を超えない期間その他方の国に滞在し、その他方の居住者では

ない一方の国の使用者が個人から支払われる場合は、一方の国が徴税権を有する」と規定しており、上記の「基本的に183日を超えるかどうかを分岐点とする」との中国税務当局の運用の考え方と一致しています。

3. 国外所得申告の際の国外における源泉徴収された税の控除について

「中華人民共和国個人所得税法」第7条に「納税義務者の海外所得に対し、その課税所得額から既に海外で納税した個人所得税額を控除する事が出来る。但し控除額は当該納税義務者の海外所得に基づく本法の規定に照らして計算した課税所得額を超えてはならない」とありますので、中国での納税申告時に海外での納税済みの源泉徴収課税分は控除することができます。日本の場合は非居住者に対しても殆んどの日本源泉収入について源泉徴収課税がありますので、これらの源泉徴収票を添付することで、中国での納税申告の際に税額控除することが出来ます。またこれらの税率は、日本も中国もそれほど大きな差異はありませんので、たとえ6年めで国外源泉の所得を合算しても、追納すべき税金の差額はそれほど大きくないことも留意することが必要です。

2007年度個人所得に対する自己申告について(その4)

Q: 2006年10月から中国に赴任して仕事をしています。昨年2007年は自己申告が必要ですが、会社の給与以外の所得項目について、どのように書けば良いでしょうか。

2006年10月に中国に赴任しました。給与以外の所得も若干ありますが、どのように申告しますか。

A: 「個人所得税の自己申告」の用紙には、給与、賞与以外の個人所得の記入欄があり、「居住5年」を超えない場合は、中国に源泉のある給与、賞与以外の所得を記入し、「居住5年」を超える場合は、中国に源泉の無い国外所得も併せて記入します。

中国で仕事をする外国人、中でも日本人はほとんどサラリーマンですので、一般的には個人所得は本社もしくは現地法人から、或いは本社と現地法人の双方から支給される給与、賞与がすべての個人所得である場合が多いと思います。しかし外国人でもサラリーマンをしながら副業として中国の持ち家を賃貸したり、或いは執筆や講演料などで給与、賞与以外の収入がある場合は、「居住5年」を超えない場合でも、中国に源泉のある所得として自己申告が必要となります。

一方、「居住5年」を超える場合は、同様の要領で中国に源泉のある国内所得と中国に源泉の無い国外所得を併せて申告しなければならないこととなります。但し、この場合の「中国に源泉の無い国外所得」については、国外で支払った源泉徴収税を記入する欄がありますので、国外で取得した源泉徴収納税済み票を添付することで、中国での申告納税額から控除することができます。これらの「給与、賞与以外の所得」に対する税率は、日本も中国もそれほど大きな差異はありませんので、国外源泉の所得を合算しても、追納すべき税金の差額はそれほど大きくなりません。

(1) 労務報酬所得

個人が設計、内装、据付、製図、化学試験、測定試験、医療、法律、会計、コンサルティング、講演、新聞、放送、通訳・翻訳、演出、公演、広告、展覧、技術サービス、紹介サービス、代理手続サービス及びその他役務にて得た所得であり、「年間労務報酬所得 = 当年度の毎回の労務報酬収入額(費用控除前)の総和」とする。税額は3段階の累進課税率20%、30%及び40%であり、以下の通り計算する。

毎回の収入が4,000元未満の納税額 = (毎回の収入額 - 800) × 20%

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

毎回の収入が 4,000 元以上 20,000 元未満の納税額 = 毎回の収入額 × (1 - 20%) × 20%
 毎回の収入が 20,000 元以上の納税額 = 毎回の収入額 × (1 - 20%) × 適用税率 - 速算控除額

(2) 原稿料などの所得

個人がその作品を図書、雑誌の形式で出版、発表して得た所得であり、「年間原稿作成所得(控除前) = 当年度の原稿作成所得収入の総和」として、基礎控除額は毎回 800 元または毎回の収入の 20% する。適用税率は 20%、ただし税額から 30% が免税となるため実質 14% となる。

毎回の収入が 4,000 元未満の場合 納税税額 = (毎回の収入額 - 800) × 20% × (1 - 30%)

毎回の収入が 4,000 元以上の場合 納税税額 = 毎回の収入額 × (1 - 20%) × 20% × (1 - 30%)

(3) 特許権などの供与所得

個人が特許権、商標権、著作権、ノウハウ技術の提供及びその他特許権の使用権供与により得た所得であり、供与年間所得額は、基礎控除額(毎回 800 元又は毎回収入の 20%) を控除せず、「年間特許権使用費所得 = 毎回の特許権供与所得」とする。税額の計算式は以下の通り。

毎回の収入が 4,000 元未満の場合 納税税額 = (毎回の収入額 - 800) × 20%

毎回の収入が 4,000 元以上の場合 納税税額 = 毎回の収入額 × (1 - 20%) × 20%

(4) 利息、株式配当金、利益配当所得

個人が保有する債権、出資権により得た利息、株式配当、利益配当所得であり、実際の収入全額について計算し、「年間利息、株式配当、利益配当所得 = 貯蓄性預金利息 + 企業債券利息 + 株式配当(国債利息は含まない) + 利益配当」とする。適用税率は一律で 20%。

(5) 資産の賃貸所得

個人が建築物、土地使用権、機器設備、自動車船舶及びその他資産を賃貸して得た所得であり、控除金額と修繕費用(上限 800 元/月)を減算せず計算して当年度の賃貸所得の総和を収入とする。年度を跨る所得は実際の所得取得年度の所得と見なす。適用税率は一律 20%。

毎回の収入が 4,000 元未満の場合

納税税額 = (毎月の賃貸所得 - 控除認可額 - 修繕費用)の年間総和 × 20%

毎回の収入が4,000円以上の場合

納税税額 = [(毎月の賃貸所得 - 控除認可額 - 修繕費用) × (1 - 20%)]の年間総和
× 20%

(6) 資産譲渡所得

個人が有価証券、株券、建築物、土地権利、機器設備、自動車船舶及びその他資産を譲渡して得た年間の資産譲渡所得は、収入額より資産原価及び資産譲渡過程において納付した税金並びに関連費用を控除した残額とする。不動産を譲渡して得た所得について、資産原価が不明で認定個人所得税率を採用する場合、資産譲渡収入額に実際徴収率(1%、2%、3%)を乗算し、納税額を算出する。適用税率は20%又は認定徴収率。但し現状では個人の株式などの譲渡所得は課税猶予されている。

中国ビジネスよろず相談
～海外駐在規定作成～

S M B C コンサルティング(株)
S M B C 中国ビジネス倶楽部事務局
TEL:03-5211-6383

三井住友銀行のグループ会社である、SMBC コンサルティング(株)が運営する会員制サービス「中国ビジネス倶楽部」では、現法設立、会計・税務、人事・労務など実務ご担当者の日常業務に役立つ「知識装備」の為の基本テキストとして、「中国ビジネスハンドブック」(現在38テーマ)をご用意しています。今回は、「海外出張・海外給与・海外駐在規程作成・運用のポイント」より「海外駐在規程の項目」他を転載します。

1. 海外駐在規程はどのような項目を定めますか

海外出張とは異なり、生活の基盤を海外にも設営する点で、下記項目のごとく国内転勤とは違った様々な取扱いが必要となります。

目的、定義、駐在期間、家族帯同、海外赴任手当、荷造・運送費、出入国経費、住居の定まらない期間の取扱い、海外帰任手当、海外給与の種類、生活設営、転勤休暇、慶弔帰国休暇、一時帰国休暇、語学修得費補助、住宅提供、医療費、現地社会保険、残留荷物の保管、傷害保険、帯同子女の再教育補助、海外安全など

2. 海外駐在の定義はなんですか

海外出張者との対比で、特に期間における区分が必要です。海外駐在とは原則として6ヶ月以上、または1年以上の勤務を予定し海外事業場への駐在、長期派遣を命じられたものとする会社が多いようです。この場合、出張手当ではなく海外給与を支給します。

海外駐在と海外出張の区分は、勤務期間および勤務の態様より決めるのが妥当でしょう。

- (1) 日本の所得税法上では、1年以上の海外勤務を予定するものは日本の非居住者とし、所得税の納税義務はなくなります。この場合は、住民票の転出届が必要となります。代わって赴任先国で居住者としての納税義務が発生します。
- (2) 勤務の態様の点では、海外駐在は赴任先の事務所または会社など、恒久的施設(Permanent Establishment:PE)において法律で認められた範囲内の調査や営業その他の活動に従事する場合であり、通常は一定の住居を構えて勤務しますので生活設営が必要となります。ホテルに滞在しながら移動する海外出張者とは基本的に異なりますので、適切なビザと生活設営を定める海外駐在規程など、人事上の取扱いが必要となります。

3. 海外駐在期間はどのように決めますか

海外生活は駐在員および家族にとって人生計画の中で大きな転機となることが多いので、駐在期間をできるだけ明示することは大切で、運用基準を設けることが望ましいでしょう。

- (1) 規程には、「海外駐在期間は、担当業務及び駐在地域の事情を勘案の上、別に定める基準により決定する」とします。別に定める「海外駐在基準年数」の一例を参考までに下記にご紹介します。ただし、会社の置かれた事情によって個々に判断すべきことは言うまでもありません。

特定地域 / アフリカ、中近東、インド、ミャンマー等…… 1～3年の間で地域ごとに決めます。
一般地域 / 原則として5年
ただし本人および会社が駐在期間の延長に同意した場合は、延長することがあります。

任地の事業場責任者の場合は には2～5年と幅を持たせ、 には必要と認められる期間とします。

- (2) 駐在基準年数の設定と運用は、下記のように会社の人事管理上からも非常に大切です。

駐在員は自己の駐在予定期間内に任務を達成するように準備・挑戦することがしやすい。
後継者の派遣期間が明確になり、人選および赴任前研修を計画的にしやすい。
駐在者にとって海外子女教育は非常に深刻な頭痛の種であり、家族の帯同有無、帯同子女のための任地での学校選定の判断がしやすくなる。

CNY-中国人民元

市場営業統括部シンガポール駐在 マーケット・アナリスト 吉越 哲雄

年率15%前後の人民元上昇ペースは第2四半期にかけても続く公算大: 貿易黒字の趨勢的減少には要注意

為替相場・政策金利予想表

(データ出所: SMBC Singapore, Bloomberg)

As of Mar-18-08

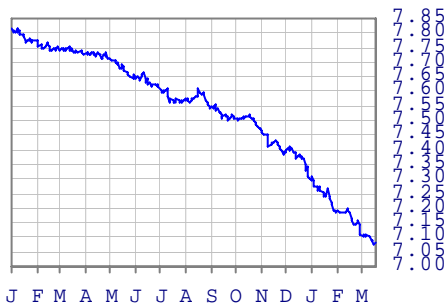
	対米ドル				対日本円						政策金利
	1USD=CNY			3月18日現在 市場見通し	100JPY=CNY			1CNY=JPY			1年物貸出基準金利 四半期末値
	四半期末値	レンジ			四半期末値	レンジ		四半期末値	レンジ		
Spot	7.0855	-	-	-	7.2922	-	-	13.71	-	-	7.47%
08Q1	7.0600	6.9250	7.0950	-	7.2040	6.9750	7.6850	13.90	12.50	15.00	7.74%
08Q2	6.9200	6.7850	7.0700	6.9900	6.7840	6.5700	7.5900	14.70	13.00	15.50	7.74%
08Q3	6.8500	6.7150	6.9300	6.8500	6.3430	6.1400	7.1500	15.80	13.50	17.00	7.74%
08Q4	6.8000	6.6700	6.8600	6.7000	6.0180	5.8250	6.6850	16.60	14.50	17.50	7.74%
09Q1	6.7000	6.5700	6.8100	6.5300	5.8260	5.6400	6.3400	17.20	15.50	18.50	7.74%
09Q2	6.6000	6.4700	6.7100	-	5.8410	5.6400	6.1550	17.10	16.00	18.50	7.74%

「市場見通し」はBloombergが集計した金融機関等の予想値の中央値。他の予測はSMBCシンガポールによるもので、為替相場については四半期末相場と当該期間における想定値幅を、政策金利については前者のみを付した。

為替・株価推移

(データ出所: Bloomberg)

米ドル/人民元2007年1月来日足



円/人民元2007年1月来日足



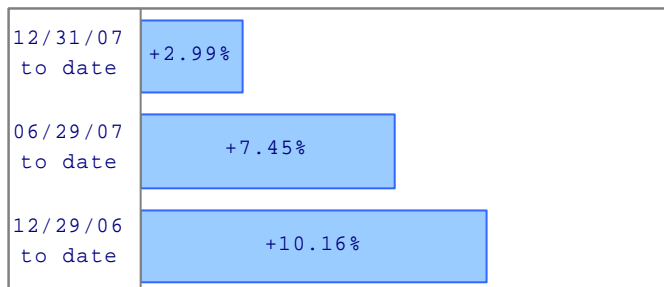
上海総合株価指数2007年1月来日足



騰落率

人民元対米ドル

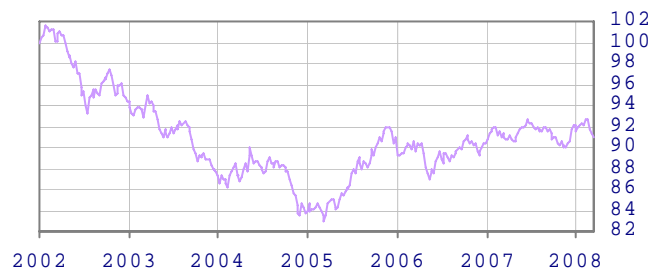
(データ出所: Bloomberg)



名目実効為替相場推移

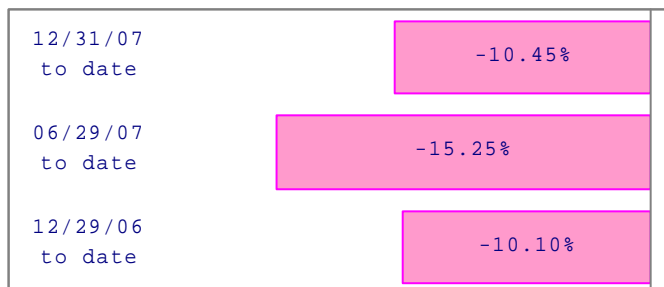
(2002年初 = 100)

(データ出所: Bloomberg)



人民元対円

(データ出所: Bloomberg)



コメント

年初来3月18日までに人民元の対ドル相場は3.1%上昇した。年率換算で15.2%という驚くべきペースである。温家宝首相が全国人民代表大会閉会後の記者会見で、急上昇する物価を抑制するためには「適切かつ強硬な」措置を取ると述べるなど、インフレ対策が政府の喫緊の政策課題の一つであることは明らかである。しかしながら、温首相は政府が設定した消費者物価指数ペースで4.8%という今年のインフレ目標の達成は容易ではないと述べている。輸入インフレを抑えることを念頭に置いて、通貨当局は第2四半期にかけても現状の非常に速い人民元の上昇ペースを引き続き容認するであろうが、景気が相当の減速に向かっていることが明らかになれば、一気にブレーキをかける動きとなると予想される。現に貿易収支の季節調整後系列を見ると、黒字が趨勢的に減少する動きが明らかとなっており要注意である。

TWD-台湾ドル

市場営業統括部シンガポール駐在 マーケット・アナリスト 吉越 哲雄

総統選にかかる市場の「陶醉」はいずれ冷める: その後は米ドル次第の動き

為替相場・政策金利予想表

(データ出所: SMBC Singapore, Bloomberg)

As of Mar-18-08

	対米ドル				対日本円						政策金利
	1USD=TWD			3月18日現在 市場見通し	100JPY=TWD			1TWD=JPY			再割引金利 四半期末値
	四半期末値	レンジ			四半期末値	レンジ		四半期末値	レンジ		
Spot	30.76	-	-	-	31.65	-	-	3.1595	-	-	3.375%
08Q1	31.00	30.50	31.50	-	31.60	30.50	33.50	3.1610	2.9900	3.2700	3.500%
08Q2	31.30	30.50	31.50	31.20	30.70	29.50	33.50	3.2590	2.9950	3.3700	3.500%
08Q3	31.80	31.00	32.00	30.80	29.40	28.50	32.50	3.3960	3.0850	3.5100	3.250%
08Q4	32.80	31.50	33.00	30.80	29.00	28.00	31.00	3.4450	3.2150	3.5650	3.125%
09Q1	33.40	32.50	33.50	29.80	29.00	28.00	30.50	3.4430	3.2600	3.5650	3.000%
09Q2	32.80	32.50	33.50	-	29.00	28.00	30.50	3.4450	3.2600	3.5650	2.875%

「市場見通し」はBloombergが集計した金融機関等の予想値の中央値。他の予測はSMBCシンガポールによるもので、為替相場については四半期末相場と当該期間における想定値幅を、政策金利については前者のみを付した。

為替・株価推移

(データ出所: Bloomberg)

米ドル/台湾ドル2007年1月来日足



円/台湾ドル2007年1月来日足



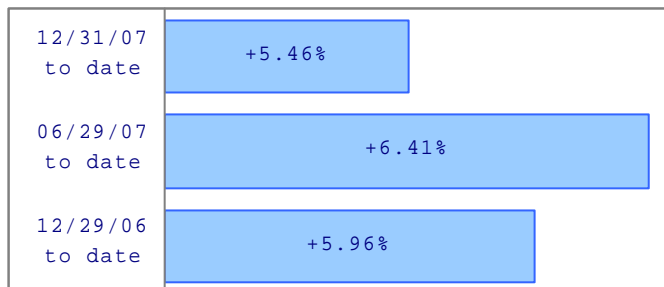
加権指数2007年1月来日足



騰落率

台湾ドル対米ドル

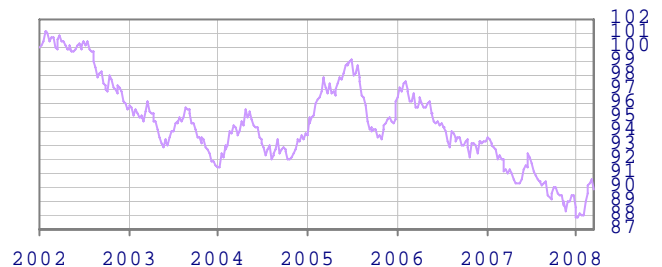
(データ出所: Bloomberg)



名目実効為替相場推移

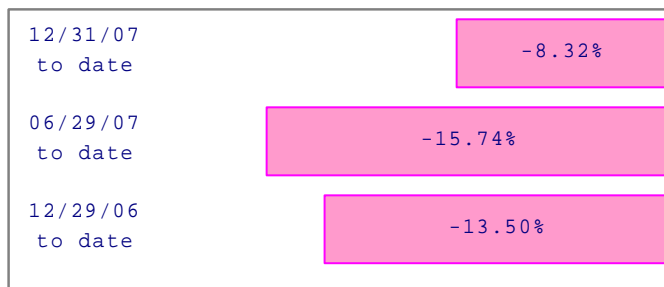
(2002年初 = 100)

(データ出所: Bloomberg)



台湾ドル対円

(データ出所: SMBC, Bloomberg)



コメント

3月12日に2000年7月以来の最高値となる30.499を記録した台湾ドルは、円を除くアジア主要通貨の年初来騰落率ランキングで2位のポジションにある。ここでの台湾ドルの上昇は基本的には円に沿った動きであるが、3月22日の総統選で野党・国民党の馬英九候補が勝利すると市場の期待も一役買っていることは間違いない。台湾中銀はインフレ圧力の輸入を抑制する効果を期待して、台湾ドル上昇に対して以前より寛容になっているようであるが、馬候補が認める通り、中国との「共通市場」を創設するというアジェンダは長期的なビジョンで、すぐに経済的な恩恵を齎すものではないことを勘案すれば、現状の「陶酔的」な投資家センチメントは長続きしないものと予想される。選挙直後に「材料出尽くし」で売りに転ずる可能性すらある。選挙ファクターが剥落すれば、台湾ドルの値動きは基本的に米ドル次第ということになる。

HKD-香港ドル

市場営業統括部シンガポール駐在 マーケット・アナリスト 吉越 哲雄

インフレ昂進するも、近い将来に香港ドルの対米ドル・ペッグ制度が変更されることは予想しがたい

為替相場・政策金利予想表

(データ出所: SMBC Singapore, Bloomberg)

As of Mar-18-08

	対米ドル				対日本円						政策金利
	1USD=HKD			3月18日現在 市場見通し	100JPY=HKD			1HKD=JPY			HKMAベース・レート 四半期末値
	四半期末値	レンジ			四半期末値	レンジ		四半期末値	レンジ		
Spot	7.7673	-	-	-	7.9952	-	-	12.51	-	-	4.50%
08Q1	7.7650	7.7500	7.7850	-	7.9230	7.7000	8.4650	12.60	12.00	13.00	3.50%
08Q2	7.7000	7.7500	7.7850	7.7900	7.5490	7.3350	8.3850	13.20	12.00	13.50	3.25%
08Q3	7.7500	7.7500	7.7700	7.7900	7.1760	6.9750	7.9900	13.90	12.50	14.50	3.25%
08Q4	7.8000	7.7500	7.8200	7.8000	6.9030	6.7100	7.5950	14.50	13.00	15.00	3.50%
09Q1	7.8200	7.7650	7.8400	7.7500	6.8000	6.6100	7.3050	14.70	13.50	15.00	3.75%
09Q2	7.8000	7.7650	7.8400	-	6.9030	6.6100	7.3050	14.50	13.50	15.00	4.25%

「市場見通し」はBloombergが集計した金融機関等の予想値の中央値。他の予測はSMBCシンガポールによるもので、為替相場については四半期末相場と当該期間における想定値幅を、政策金利については前者のみを付した。

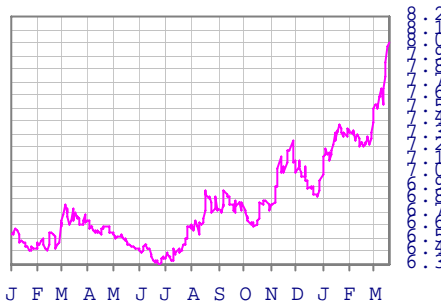
為替・株価推移

(データ出所: Bloomberg)

米ドル/香港ドル2007年1月来日足



円/香港ドル2007年1月来日足



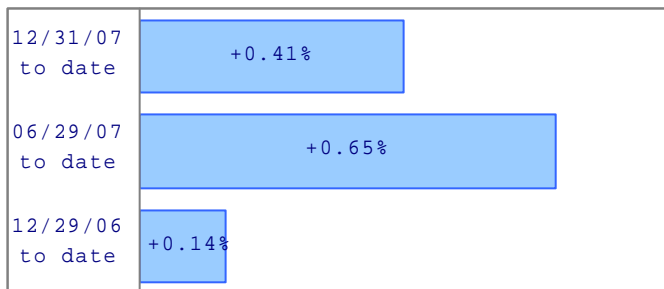
ハンセン指数2007年1月来日足



騰落率

香港ドル対米ドル

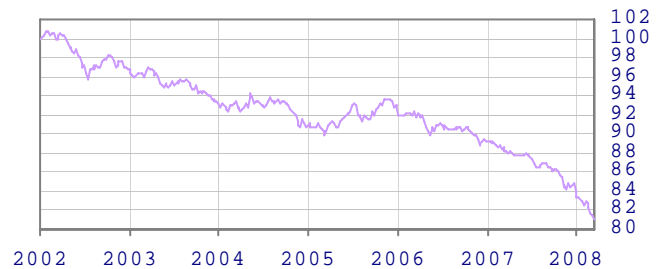
(データ出所: Bloomberg)



名目実効為替相場推移

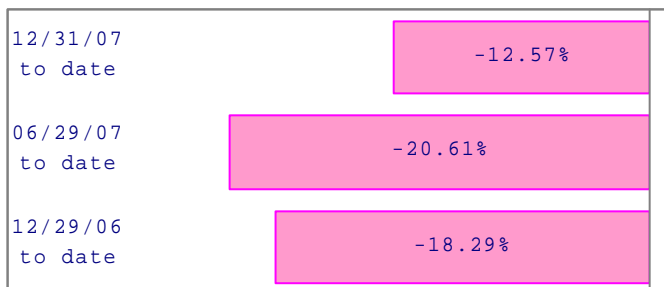
(2002年初 = 100)

(データ出所: Bloomberg)



香港ドル対円

(データ出所: Bloomberg)



コメント

1月のコンポジット消費者物価指数 (CPI) は前年同月比3.2%の上昇となり、2007年12月の同+3.8%を大きく下回った。しかしながら、今年1~3月期実施の不動産税免除を受けてCPIを構成する指数のうち最大のウェイトを占める居住項目が下押しされたことが、CPI減速の主因であり、これがなければ1月のCPIは4%を超えたものと見られる。不動産税免除の効果は3月まで続くが、20日(木)に発表される2月のCPIにかかる市場予想の中心値は同+4.9%となっている。これが実現したら10年ぶりの水準である。国際コモディティー価格、特に農産物価格が劇的に上昇している中で、野菜や鶏肉などのほとんどを中国から輸入する香港にとって、対人民元での香港ドルの弱含みはインフレ圧力をさらに悪化させる方向に作用している。とは言うものの、近い将来に香港ドルの対米ドル・ペッグ制度が変更されることは予想しがたい。